

令和4年第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月10日（木） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 8名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 齋藤英次
境 良一 鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩
4. 欠席委員 4名
谷山次則 田代和弘 松下清史 宮本久美子
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 太田桂子 加悦雅浩
6. 議 事
 - (1) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第9号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

上村局長 定刻となりましたので只今から令和4年第3回の総会を開催いたします。まず今回も事務局の不手際により開催通知の送付が遅れましたこととお詫び申し上げます。今後はこの様なことが無い様取り組んでまいります。本日は、12名中4名の委員がご欠席ですが、定数の過半数をこえます。よって本日の総会が成立することをご報告いたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、境会長よりご挨拶をお願いいたします。

境会長 コロナ感染拡大がまだ継続しています。県内でも毎日数名の方がお亡くなりなっています。今回の総会もコロナ対策として若干人数を制限して開催させて頂きました。まだまだ不透明ではございます。早期の終息を願いますとともに、次回の総会では全員の出席をと思っております。どう

ぞよろしくお願い致します。

上村局長 ありがとうございます。次に議長選出になっております。宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するというところでよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は、約3km、農業年数は30年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認いたします。次に、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は、徒歩1分以内、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米、ブドウになり、3条の要件は満たしている

ものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に、申請番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は6ページです。
申請地までの通作距離は、車で約10分、農業年数は20年以上の農作業経験者を動員予定、農機具を所有し、主たる作物は、シイタケ、稲になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に、申請番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は7ページです。
申請地までの通作距離は、1km、車で5分、農業年数は60年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜、キンカン、大豆になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので4番については承認致します。次に、申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は8ページです。

申請地までの通作距離は、約 500m、農業年数は 35 年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 5 番については承認致します。次に、申請番号 6 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 9 ページです。
申請地までの通作距離は、5m、徒歩 1 分、農業年数は 34 年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜、ミカンになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので 6 番については承認致します。次に、申請番号 7 番ですが、鎌賀副会長に係る案件でございますので、ご退席頂きます。

鎌賀副会長 退席。

境会長 それでは番号 7 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明いたします。地図は 10 ページです。
申請地までの通作距離は、3 km、車で 10 分、農業年数は 45 年、農機具を所有し、主たる作物は、米、温州、中晩柑になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 7 番について、委員さんのご意

見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので7番については承認致します。鎌賀副会長には着席をお願いします。

鎌賀副会長 着席。

境会長 次に、申請番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号8番について説明いたします。地図は11ページです。申請地までの通作距離は、現在の自宅からは1km、車で2分、転居予定地の隣接地、農業年数は15年、農機具を所有し、主たる作物は、米、キャベツになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号8番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので8番については承認致します。次に、申請番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号9番について説明いたします。地図は12ページです。申請地までの通作距離は、1km、車で5分、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、キクイモになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので9番については承認致します。以上、議案

第7号について9件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第8号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番については、上村局長に関する案件でありますのでご退席願います。

上村局長 退席。

境会長 申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は15ページです。
申請人は、松山町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、現住居地に近く、生活環境面に影響が少ない上、学校の校区も変わらないため、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号1番については承認をいたします。上村局長には着席をお願いします。

上村局長 着席。

境会長 次に申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は16ページです。
申請人は、岩古曾町に居住する個人であり、現在、実家で親と同居しており、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、親が所有する農地で、実家の隣にあり、現住居地に近く、生活環境面に変化が少ない上、無償で貸借してもらえるとのことで、新し

い住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と思われませんが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号 2 番については承認をいたします。次に申請番号 3 番と 4 番は関連がありますので、あわせて事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 17 ページです。
申請人は、松山町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、子供の成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、売買用地として出ており、現住居地より学校や保育園に近く、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われま

す。

申請番号 4 番について説明いたします。地図は 17 ページです。
申請人は、松山町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、現住居地の隣接地で、売買用地として出ており、生活環境面に変化が少ない上、学校や保育園に近く、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われま

す。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 3 番、4 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号3番, 4番については承認をいたします。次に申請番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は18ページです。
申請人は、福岡市中央区で不動産業を営む法人であり、申請地は宅地化が進む地域に近接し、若い世代の家族が増加傾向にある中、学校に近く、上下水道が整備されており、住宅地に最適と考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号5番については承認をいたします。次に申請番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は19ページです。
申請人は、古城町に居住する個人であり、現在、借家に住んでおり、子どもが増えることに伴い、手狭になってきた上、自営業も営んでおり、資材置場や従業員及び来客用の駐車場も必要になるため、住宅を新築する土地を探していたところ、申請地は、子どもの学区が変わらず転校の必要がない上、住宅が密集しておらず閑静な土地で自分の希望する条件に最適と考え、今回の転用申請となりました。
申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われますが、不許可の例外である「集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可することは可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号6番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号6番については承認をいたします。次に申請番号7番について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号7番について説明いたします。地図は20ページです。
申請人は、上網田町に居住する個人であり、現在の自宅が国土交通省の用地買収対象になっており、転居が必要なため、住宅を新築する土地を探していたところ、現在の居住地は国道や鉄道に隣接していたが、申請地は、閑静な場所で、支所が近く、新しい住居地に最適と考え、今回の転用申請となりました。
なお、転用面積は601㎡で、うち建築面積が160㎡となっており、転用面積に比べ、建築面積が小さいですが、これは、既存の道路から建築物までの通路として活用する部分(101㎡)を含んでおり、住宅に繋がる必要な部分になりますので、転用可能と考えられます。
申請地は支所から300m以内にある農地であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 申請番号7番については承認をいたします。以上、議案第8号について7件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第9号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の23ページをご覧ください。
これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。
借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。30番から38番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。これらは全て、現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。
なお、31番の存続期間につきましては、貸し手の希望により、借り手

貸し手が納得されたうえでの期間となっています。

また、39番・40番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の設定です。

次に24ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が1万8,652㎡、畑が629㎡、樹園地が14,597㎡、合計3万3,878㎡となっています。

次に25ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。

第3回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が12万9,623.39㎡、所有権の移転は3,536㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

本田委員 3条と基盤強化での賃貸借での相違点はどのようなことでしょうか。

上村局長 3条、基盤強化、公社を使った場合の要件に違いについては、次回の総会でお示しします。

境議長 他にご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第9号は承認します。次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。27ページをお開きください。
解約件数は3件、総合計は5筆で9,961㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第3号は承認します。以上で予定してござい

た案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様です
のでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

鎌賀副会長 以上もちまして第3回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印